

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う母子保健法施行規則の整備に関する内閣府令案  
について（概要）

令和6年7月26日  
こども家庭庁成育局母子保健課

## 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）が令和6年6月19日に公布された。このうち、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第19条の2については、市町村が他の市町村に対し、妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査に関する情報の提供を求めるに当たっては、これらの者がかつて当該他の市町村に居住していたことを要件としていたところ、当該要件を廃止するとともに、当該提供を求めることができる情報として産後ケア事業等に関する情報を追加する改正が行われたところ。

同改正を踏まえ、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「施行規則」という。）について、所要の改正を行うもの。

## 2. 概要

(1) 法第19条の2第1項に基づき、市町村が他の市町村に対し提供を求めることができる情報を定めている施行規則第8条は、当該提供を求めることができる情報として、乳児又は幼児に対する法第12条第1項及び第13条第1項の健康診査に関する情報のうち、

- ① 健康診査の受診の有無
- ② 健康診査を受診している場合にあっては、受診の年月日や結果等に係るものを定めているところ、当該提供を求めることができる情報として、
  - ① 各種母子保健事業の実施に当たり必要な、妊産婦の産前産後の居住地の異動又は妊産婦若しくは乳児若しくは幼児の身体的状況
  - ② 法第9条の2第1項の相談の実施、結果及びその所見
  - ③ サポートプランの作成及びその見直し
  - ④ 保健指導や訪問指導の実施、結果及びその所見
  - ⑤ 妊産婦の健康診査の実施、結果及びその所見
  - ⑥ 産後ケア事業の実施、結果及びその方法に係る情報を追加する改正を行う。

(2) その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠条項

- ・ 法第19条の2第1項

## 4. 施行期日等

公布日：令和6年9月上旬（予定）  
施行期日：令和6年9月19日